

【令和3年度保存版】

中央区立月島第一小学校
校長 荒川 比呂美

台風・地震等自然災害に対する児童の安全対策について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。本校の「自然災害時の児童の安全対策」についてお知らせいたしますので、ご確認ください。保護者の皆様におかれましては、情報の収集やお子様への注意喚起等ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1. 臨時休校となる場合

- * 午前7時の時点で、東京都23区(中央区を含む)に、「特別警報」(『大雨』『暴風』『大雪』『暴風雪』等)が発令されている場合は、臨時休校となります。
- * そのほか、区教育委員会と協議等により決定した場合も臨時休校となります。

2. 登下校について

(1) 登校について

上記の「休校となる場合」に該当しない時は、通常通り登校となります。ただし、登校時点で「**気象警報**」が発令されている場合は、警報が解除され天候が回復するまで、ご家庭で待機させてください。風雨等が収まって安全が確認されてから、通学の安全に留意して登校させてください。その際の遅刻・欠席については、遅刻・欠席扱いとはいたしません。

(2) 下校について(在校時の対応について)

①台風の通過後や暴風雨域圏に入っていない(気象警報が発令されていない)場合

→通常通りに下校をさせます。ただし、今後気象警報が発令されることが予想される場合は、授業を短縮して予定よりも早めに下校させることもあります。

②暴風雨域圏に入っている(気象警報が発令されている)場合

→安全確保のため、しばらく学校にて天候の回復を待ちます。警報が解除され、風雨がおさまる頃を見計らい、安全に留意して下校をさせます。解除が見込めない場合には、保護者等への引き渡し対応となることがあります。

③震度4以下の地震が発生した場合

→安全確保のため、児童を校内の安全な場所に一時保護することもあります。

※状況を見ながらの対応となりますので、下校時刻が通常より早めになったり、遅めになったりします。ご了承ください。下校時刻が変わっても帰宅できるように各ご家庭で児童との約束事を決めておいてください。

3. 保護者等へ引き渡し対応となる場合(裏面もご覧ください)

* 児童在校中、震度5弱以上の地震が発生した場合・「警戒宣言」が発令された場合

→学校から連絡がなくてもお子様を引き取る準備をお願いします。保護者、または、「緊急災害用児童個人

カード(安否確認カード)の引受人になっている方に、担任がお子様を引き渡します。

また、非常災害時等に月島第一小学校内に避難所が開設された場合や警戒宣言発令中は、学校は臨

時休校等災害に応じた対応を行います。

※臨時休校時や緊急時は、対応内容について玄関への掲示、こども安心安全メールや学校ホームページ等でお知らせするようにしますが、場合によっては、それも難しいことも想定されます。予めご了承ください。学校からの情報が届かなかった場合は、中央区ホームページ・公式ツイッター、または、テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ等で警報・災害の状況を確認してください。また、学校や区からの情報にかかわらず、子供たちの安全を第一に考え、各ご家庭のご判断で対応していただきますようお願いいたします。

※恐れ入りますが、学校には緊急の連絡等が入る場合もありますので、いずれの場合も学校への問い合わせはご遠慮ください。